

令和7年8月8日

市政記者クラブ 様

港区保健福祉センター福祉部福祉課
担当：水野・大岡（電話 654-9690）

港区役所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

このたび、港区保健福祉センター福祉部福祉課において、下記のとおり「介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書」及び「介護保険負担割合証」（以下「通知書等」という。）の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

令和7年7月4日（金）及び11日（金）に、Aさん宛に送付すべき通知書等を、誤ってAさんとは関係のないBさんの送付先であるC事業所にお送りしたものです。令和7年8月6日（水）に、Aさんから届いていない旨のご連絡をいただき、事実が判明しました。

2 漏えいした個人情報

Aさんの氏名、住所、生年月日、性別、介護保険被保険者番号、利用者負担の割合、令和7年度分の介護保険料額

3 対応

8月6日（水）にC事業所からAさんの通知書等を回収し、C事業所に謝罪しました。Aさんに対しては、同日、電話にて事情を説明のうえ謝罪し、翌7日（木）に通知書等をお渡して、再度謝罪し、ご了承をいただきました。

4 原因

- ・介護保険システムにおいて、Bさんの送付先であるC事業所を入力する際、誤ってAさんの画面にも入力してしまったため。
- ・介護保険システムから出力される送付先情報更新一覧表と送付先変更申出書との照らし合わせを行っていたが、確認が不十分であったため。

5 再発防止策

- ・送付先の介護保険システム入力時に、正しく登録されるよう入力内容の確認を徹底します。
- ・送付先情報更新一覧表と送付先変更申出書の内容の照らし合わせを複数の職員で行います。
- ・職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知するとともに、再発防止の注意喚起を行いました。